

韻書と韻図との關係

三 沢 尊治郎

一、韻書のもつ意義

こゝにいう韻書とは、隋の陸法言「切韻」、唐の王氏「刊謬補缺切韻」、唐の孫氏「唐韻」、宋の陳彭年「広韻」など、即ち世に切韻音系と称せられる韻書類を指す。これらには、それぞれの特色があるけれども一律に隋唐系の字音を示しているものとして考えて見ようと思ふのである。又、時代的にこの音系は上古音に対する中古音として扱われて居り、これらの韻書類に於いては字音を示すのに反切法を用いているわけだが、その反切法なるものは後漢頃から學者の間に用いられ、魏の孫炎が「尔雅音義」に利用したのが最初であると伝えられているところを見ると、これらの反切法に依つて示されたものは大体漢魏以降の字音であり、それ以前の上古音と一応切り離して考えて差し支えないであらう。無論それらの反切の中には上古音をそのまゝ伝えているものが相当数あったらうとは察せられるが、後に述べるように、それらは過去に属する古音という意味

では無くて、当代に生きている古音系音韻というもので、つきつめれば、やはり当代音と称すべきものであつたらうからである。

さて、その反切であるが、或る文字(C)の音価を示すために既知の文字(A)の頭音と既知の文字(B)の韻とをつなぎ合せて、求める字音を構成するという仕組みになつてゐる。そのために、反切成立後、反切に用いられた既知の文字(A・B)が時代の変遷に従つてその音価を変えてしまつた場合は、その求める文字(C)の字音も亦変化せざるを得なくなる道理で、字音の時代的变化については当時の學者がよく観察し研究して、その変化によつて当代の要求の絶滅してしまつたものは之を廃棄し、そうでないものは之をそのまま採用するという選択操作が行なわれたに違ひない。

かくして、或る時代の或る要求にもつき漢字音を総集したものが韻書であるから、もし又、時代や社会情勢の変化により、韻書中の字音に変更を加える必要に迫られた時には又別の立場から韻書が改造編集せられることになる。その改造が同じ音系による削除や増

補である場合もあれば、全く音系を異にするものの結果である場合もある。こゝでは前述の通り切韻音系という同じ音系統に属する韻書を対象として考えて行くつもりである。

世に「隋唐音」という時代名を冠した字音の系統は、概言すれば隋・唐の当代音として人々に認められた字音といふことができる。

これは恐らく隋代に初められた科挙の制度と深いつながりを持つものであると思うが、この編集の仕事は容易なものではなく、担当の中心人物、陸法言はその苦心をその著「切韻」の序文中に告白している。察するに、それは先ず、南北朝時代から南北朝一による政治の中心が北方長安に決定したことに直面して、この標準的音全集「切韻」に収容すべき字音を、旺盛だった南朝文化の音と、新心の北方音との相違をいかに取捨選択すべきかの問題を主軸とし、それに、まだ活用されつゝあつた古音系の字音を如何なる程度に採り入れるべきか、又、新たに勃興しつゝある南地・北地の方言の中には俄然として一代を風靡する程の勢力を持つものもあることによつて、これを如何に韻書の中に勘考すべきかという問題などであつたろう。次には、南朝文化の特ともいへば詩賦の通押に際し、その扱ひ所となるべき韻の標準的分類を如何に行うべきか、又更に、齊梁以来頌に精密になつた韻文の音楽的諧調の立場からも、字音を示す反切文字に格段の注意を払わねばならないことも一方ならぬ難

事業であつたらう。法言は此れについて「切韻」の成果を自讃し、

(a) 文路を広めんと欲せば、おのづから清濁みな通すべし。

(b) 若し知音を賞せんとならば、即ち須らく軽重に異なるべし。

と言っている。(a)は、作詩・作賦の際は大づかみに音韻を通用してよい意味、(b)は音韻学的には、こまかい分類の用意が施してあるという意味と解せられる。

隋の治世は短くて、三世三十八年に過ぎず、AD六一八年には早くも唐の高祖の武徳元年となっている。而して陸法言の「切韻」序は「時に歲次辛酉、大隋の仁壽元年」(AD六〇一年)と記載しているから、その成立は唐の初まる儘かに十七年前ということになる。従来一口に「隋唐」といつて恰も一時代(共に長安を都とする)の如く視るのは当然といつてよからう。

前にも述べたように、この韻書の作製は実用上からは科挙実施に関係があつたらうと思われるのだが、その意味からでも此の韻書に盛られた反切は隋代として最も正常な典型的な字音を示したものの、或は示すべきものであつたと思われる。換言すれば、当代の字音として一般に行われているものもよりのこと、古音系のものを探り入れるにしても方言的なものを加えるにしても、隋代という時代性がその根柢に横たわっているわけである。然しこの「切韻」をそ

っくりそのまま受け継いだ唐初の官吏文人たちは、これを隋の当代音として受け入れたのではなくして、唐代の字音という觀念で受容したことであろう。隋と唐との間における字音の形貌に一点の差も無かったとしても、こうした觀念の差はあったものと考えねばならないだろう。

然し、実際においては、初唐から盛唐へと進んで行くに従って、文字の音価は少しずつ変貌して行き、ある年数が経過すれば、字音に消長が生じて来る。と同時に、學者文人の審音眼が発達するにつれて字音觀察の程度がこまかくなる。その結果、唐代の中頃天宝十年に孫氏の「唐韻」が撰ばれるに到った。これは切韻の反切が盛唐の通用音価と合致しない所を生じたのが主なる理由で、字音の加除訂正が併せ行なわれたものと考えられる。

そう見て来ると、或る時代を代表する韻書というものの価値は、その時代だけのものであるのが原則であって、次の時代で前時代の韻書を引き続いて用いたにしても、それは新しい時代にとって或は不用な点があり、或は不足の点があり、或は表音に反時代的なところがあるのを免れることができない。そのため、次々の時代の變る毎に新しい韻書が生れて来ることになる。こゝで特に言いたいのは、或る時代の代表的な韻書は、その作られた当初から、反切の上字下字（即ち既知の字音）の音価が変らぬ程度の時代までの生命し

か無いもので、反切上下字の音価に自然の變化が生じたならば原則的には反切を当代向きに改めるのが当然で、従ってそこに新しい韻書が生れて来る契機が存在するというのである。

韻書のもつ其の意義は、当代一代限りのものとして觀察せられねばならぬと述べたわけだが、それは要するに、時間的に觀た場合について言つたのであって、横に地域的な觀方をすれば、まず第一に、その韻書に示された字音は何よりも一國の標準的な正當さを持たねばならないし、又、使用範圍は一種の文化圏内のものでなければならぬ。それ故に、或る字音が當代の標準的な正當さを持っているか、或る字音が文化圏内で使用せられるものであるかを判定するのは編纂者の重大な責務であると言わねばならない。逆に言えば、韻書の中の反切というものは當代の標準的な音価を示し、且つ文化圏内で使用せられているものを集めるのが目的であつたということになる。

二、当代音の性格

韻書の内容は原則として当代限りのものとして觀察すべきであるとすれば、その韻書に収めた字音は一体當代の如何なる階級の人々に向つて示されているのかということを考えねばならない。

韻書の成立事情の推測などから考へて、それは當時（隋・唐）の

官吏、学者、文人（詩賦の作家や鑑賞家）が韻書使用の当事者であつたろう。従つて、韻書に示された字音は中流以上高級生活者のためのものであることは言うまでもない。これは下級の人々を含めての日常俗話の音価ではあるまい。通俗語の一段上位に行われる所謂「文言音」が中心であらう。この文言音という名称は甚だしく現代的な響きがあり觀念の混淆を来す恐れがあるが、現代では「読書音」とも「読音」とも言っているようである。現代は通俗語即ち白話を輕蔑しない風潮だから通俗語の方がむしろ共通語という性格に近いといへば、何時の時代でも白話音はもとど使用の地域的範圍が狭く限られていて、他郷へ行つては通じにくいということがあつた。文言音は現代では古典詠誦の時に用いられるものとなつてゐるが、歴史的には原來中央政府の所在地の方言であつたらしい。であるから現代的に言えば、通俗語の方が中古の音に近い性格を持つてゐるといふことである。即ち、これを従來「官話」といつて政府役人の行政施行上の便宜に供した字音だといふことである。

(1) 浙江省、金華音の第二の重要な特点是読音と語音との分岐が特別に多いことである。

(2) 読音は外ならぬ読書音であるといえる。同時にやはりそれは官話音とも言える。

(3) 金華では、或る字の読音が北京音と同じように去声になる

が、語音はすべて上声だといふのがある。われわれは現存する韻書を調べて見て、金華の語音が読音よりも前に存在したことを知ると同時に、それらの語音が現在の北京音のどんな時代に見られるかを知らず知り得るのである。

(4) 以上の例（例は略す）によつて、これらの字の現代北京音と金華の読音とは皆元代になつてから始めて見られるものであり、それは北方音系のものであることがわかる。又、金華の語音は中古音の声調を保存して居り、読書音は北京音系に同化せられてしまつてゐることを知り得る。（「方言と普通話集刊」第五本による）

(5) 白話の音は古音に近く、文言音は所謂「官話」の影響を受けてゐる。（王力「中國音韻學」下卷三三八頁による）

右は多く現代の語音状況をとりあげて言つたものであるから、直ちに以て隋唐字音の姿と見ることとはできぬ。ところで、此處に問題としてゐる隋唐の時代において、韻書に盛られた字音は、当時實際に行われていた通俗音（白話音）を主としたものであつたのだろうか。恐らくそれは当時の通俗音ではなくて、その地方一体に通ずる文言音即ちこの小稿で「共通音」と稱しているものであつたろう。この共通音は恰も現代の普通話に類するもので、当時北方にも南方にも通ずる広域的なものであつたろう。故にこれを今「共通音」と

称しておく。隋唐韻書の示す字音は、改まった場面での会話や、文章での書きことばとしてののみ用いられたものと考えられる。即ちそれは北方音にも偏せず南方音にも偏せぬものであったが、反切上下字に充てる音価の如何によって幾分北方音・南方音のあつたらうことは免がれまい。卑近な譬としてよく引かれるように、それは日本の謡曲の詞のようなもので、仮りに江戸時代のことを考えると、北吳人士と薩摩人士との間では方言即ち俗語同志では一向に通じないので、話し合いの要のある時は剰余の策として謡曲の詞を以て話し合った所がよく通じたという。それと同様の意味において、隋唐の韻書の反切は南人にも北人にも共通のものを有していたと考えられる。三國吳以来東晋を経て宋齊梁陳と六朝三百余年も続いた南方文化、それを持ちこたえて来た南方の学者文人の南方音が、隋に到って中央政府の長安異動があつたにせよ、標準者が俄かに北方音に一転したとは考えられない。南北朝対立時代に既に長い間双方の文人学者は南北に往来し双方に通ずる共通音を有っていたことであろう。それは南方の通俗語、北方の通俗語とは関係なしに、詩賦文章用の字音として広く行われていたに違いない。但し、これには前述の通り南方訛り北方訛りとも言うべき字音の癖は多少あつたと想像されるが通俗語の如き狭いものではなくて相互に理解の届く程度の差しか無かつたらうと思われる。

そこで、隋朝の南北合一に當って詩賦に用いる字音を、南に偏せず北に偏せぬ反切に依つて示す段になると、まず以て歴史的な論拠からと、当代的な審美性の角度から、韻書に採用すべき字音の反切を審査決定せねばならなかつたらう。しかも其の編集に参加した人々の間にも個人的な訛りが多少はあつたらうし、おのおの自説を主張してやまぬ場面もあつたらうことは前述の「切韻序」を一読すれば議論百出の状が察せられる。この他に中央化の非常に顕著な方言（通俗音）もまた問題になつたらうし、文辭を飾るのに除外し得ない超当代的な古音を一々討尋して収容の可否も考えねばならない。とにかく當時の字音というものについて一考すると、

(1) 民間の通俗音があり。

(2) 文人・官吏たちの共通音があり。

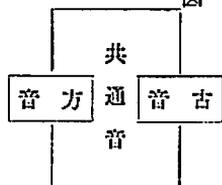
(3) 修辭専用の古音。

もあつたわけで、陸法言の「切韻」では(2)の共通音を主とし、これに(3)の古音を厳選して参加せしめ、必要に応じて通俗音として通用している一種の方言をも加味したものと考えられる。

この三層の認識は少なくとも隋唐音を考える上に頗る重要なことだと思ふ。今これを益的な関係から観る時は次の第一図のようにならう。

然し、この古音・共通音・通俗音（方言）に所屬する語彙のこと

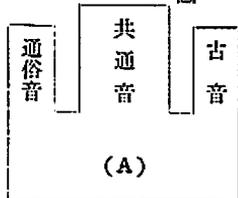
第一圖



を考えると、もし(1)古音系に属する語彙、(2)共通音に属する語彙、(3)通俗音(方音)に属する語彙という風に三種に分けるとすれば、隋唐の総語彙の中にはおのおの独得の語の外に、右の三者又は二者に共通するも

のが甚だ多いわけで、古音系だけに属して他には関係のない語彙と云ったような特殊なものはその数において案外多くはなかつたのではないか。常識的に例えは「天地」とか「山河」とか言つた語は、古音系にも共通語にも、又どうかすると通俗語としても用いられる可能性が多かつたのではないか。これを質的な関係から眺めると次の第二圖のようになり、(A)の部分には三者或は二者に共通する同形の語が多く存在し、突出した部分だけが、その特質をはっきりと表わしていることになる。

第二圖



それであるから、之を第一圖の量的関係図と対照して考えると、前述の通り、隋唐の韻書の示しているのは当時の共通音を主とし、それに若干の古音と通俗音(方音としての意味で)が交つていたの

だろうと察せられる。

さて、その主軸である共通音であるが、これも前述した通り、南音系・北音系と明別し得ぬもので、反切による音価からすると、北方的、或は南方的といった少差があつたかも知れぬが、大体の音韻は南北共通のものであつたらうと考えられる。

従来、私共は、南方音・北方音ということを考える際に、南方の通俗音と北方の通俗音とを比較するか、或は北方の共通音と(この際方言音と云つた方が分り易い)南方の通俗音とを比較するといった誤りがあつたのではなからうか。ましてや、南方音を直ちに呉音と言ひ切り、北方音をすべて漢音と一括するようなやり方をして居なければ幸いである。

隋唐という一括の時代が産んだ切韻系韻書について、之を一時代の間だけに生きたものと考えて来ると、当時の隋唐音というべき音価は一体どんな実体のものであつたらうか。これはまことに知りた所だが、厳密な意味では知るべき頼りとなる資料が甚だ乏しいのを遺憾とする。第一に挙げられるのは仏經の唐代新訳の部分であるが、中唐頃に行われた華嚴經梵音義の注音研究(水谷真成教授)によつて見ても、これが日本のいわゆる吳音(摩^ミ・弥^ミ・那^ニなど)でよまれていたことはわかるけれども、一方、唐代には鼻音退化(鼻^ビ)の現象も生じているので、果して隋唐代に今のよ

うな日本異音で読んで居たとはい切れるかどうか明らかでない。

又、当時作られた漢籍の音義類にしたところで、反切で示されたものは反切上下字の音価が明らかでない以上、今日から見ると字音表現としての価値が甚だうすい。唐蕃会盟碑のような好資料はあってもその分量が非常に少ない。敦煌出土の唐五代西北方音と称せられるものも好資料ではあるが遺憾ながら時代が少し降っているかも知れぬのが惜しまれる。それはわれわれ日本人が五十音図や「いろは歌」を頼りにして平安時代頃の日本語の音価を知ろうとするのに似て居って、日本の場合でも五十音が当時どう発音せられていたかについては可成りの疑問が残るわけである。ただ、平安朝の人士は之を当代音という觀念で捉え、多少の音変化があっても基本となる當時の音の組織を失うことはなかったらう。であるから自然に、五十音図の實質的音価はこれを平安朝一代に限定せられてしまつたのであつて、院政・鎌倉時代にはその時代特有の発音があつたらうし、室町時代には室町時代としての時代的発音があつた筈である。ただ、音韻組織図としての五十音図は鎌倉・室町を問わず、その時代々々の当代音韻を考ふる上において相当の拠り所となる筈である。かくて、隋唐音の音価はそれが反切で示されている限りの確なる姿をかむことはむずかしいことになる。

三、韻書と韻圖との関係

韻書と形影相伴うものに韻圖がある。原則的に言えば、韻圖は韻書をもとにして、その字音を整理し、分類し、統合したものであるから兩者の關係は頗る緊密なものと言わねばならない。

韻圖が何時ごろ創始せられたかについては定説がないが、その最も綜合的に作られたのは唐の後半頃ではなからうかと考えられる。

これは甚だ推測的な親方であるが「日本国見在音目録」(その成立は寛平年間藤原佐世奉勅撰であるから丁度唐の最末期に相当する)に見える「一切韻圖」というのが夫れに当るのではなからうか。勿論中国での編著と見られるが其の後中国に残存したという形迹はない。今日、われわれが手にし得る切韻音系の韻圖としては北宋・鄭樵の「通志略」中に収められた「七音略韻鑑」(以下七音略と略称する)と、南宋、張驎之の印行した「指微韻鏡」(以下単に韻鏡と略称する)がある。その他の韻圖で残っているものもあるにはあるが、之れの成立については異説などがあるので、ここでは姑く除外しておく。

七音略と韻鏡とは互に酷似していて両々比較して考えると、同一系統に属するものだが前者の方が後者よりも少しく以前の成立であるとうと解せられている。この二書についての解説も世に数々行われ

ているし、その内容も熟知せられてゐるから此処では細説を省くが、一般の通説として、この韻圖は何れも隋唐の韻書の反切を宋代の審音眼によって整理し分類し、更に之を組織化したものであると言われている。今仮りにその通りであるとして、一体それらの韻圖はどのような角度から韻書に接しているであろうか、韻書の反切が韻圖として処理せられるに當つて、どのような理解が加えられ、どのような空虚が払われたのであろうかという点を考えて見ると、これは隋唐音を推測する上に大切なことであろうし、又その角度と理解・接触とが韻圖のもつ基礎的な意圖であると考へた場合、實際に、韻圖はその意圖を十分満足せしめる所へ行つてゐるかどうか、又、韻圖の成果は今日の學問的観点からすれば如何なる欠陥をもつてゐるであろうか、等々考察すべき点が多過ぎる。ここにはその詳細に亘るいとまがないので、二三の点について省察を試みたい。

小稿の第一節において、隋唐の韻書の反切を顧るに當つては、とにかく當代一代限りの字音を示しているものと考へる必要のあることを述べた。即ちそれは世に言う「共時的觀察」を意味するものである。然し、隋唐三百年の間には反切上下字（以下「切語」と稱する）の音価に可なりの変化を來たしてゐたであらうし、南人・北人によつて音価の傾斜が嚴存したであらうことも否めない。それであるから、他の資料による効果的な側面照射が行われない限り隋唐の

音価を具体的に把握することは殆ど不可能に近いと考へねばならぬ。而してその効果的な照射資料さえもが頗る乏しいという点にも既に触れた。それに対して、韻圖による分類と綜合と組織とはその方法にさえ重大な過誤がないならば、或る程度までの音韻的研究効果をもたらすものであろうと考へるのである。

そこで問題は韻書と韻圖との關係態勢如何に移らざるを得ない。韻圖の成立に際しては恐らく韻書を依拠としその切語を第一資料として行われたものと考えられるが、例えば七音略にしる韻鏡にして、その依拠したという韻書について明示するところがない。尤も韻鏡の張氏序に「突つるに広韻・玉篇の字を以てし」とあるけれども、その文が韻圖原作者の原序ではなくてすつと後のものなのでいきなり借用するわけにはいかない。ただ、試みに韻鏡の篆字を切韻・唐韻・広韻に照合して見ると、韻書と韻圖と兩者の態勢がどうやら懸隔せられぬわけでもない。

今、韻書の中の僅少な一部、去声「箇韻」中の小韻（代表的音節）に當つて見ることにする。韻書の文字には稀用の篆字が多いので、そうした文字の代りには④⑤などの符号を以て置きかえ、文末に凸版で篆字の字体を示すつもりである。

利用する韻書としては唐代成立の王氏刊謬補闕切韻、第三種（晉通に王三と略稱せられてゐる。）と同じく唐の天寶成立の孫氏唐韻、

これは世に唐写唐韻として知られているが去声と入声とが残存するだけである。それに北宋成立の「重修広韻」を以て其の小韻の扱い方を相互対照し、それに加えて南宋刊行ではあるが原本は唐宋成立かと言われている韻鏡の扱い方をやはり対照的に並列して見て右三種の韻書と韻図との関係を模索して見ようと思う。唐韻は十韻彙編の中のものを用いたが処々に欠損箇所があって意に満ためが大勢を占うのに大きな支障にはならないであろう。韻鏡は、現今最も原本に近いと見られる信範本（仮称）を用いた。（一、二などの数字は王三を基準とし韻書における掲出の順を示す）

一 箇 二 賀 三 佐 四 ① 五 ② 六 ③ 七 ④ 八 ⑤ 九 ⑥ 十 ⑦	(王三)	三六箇韻 三八箇韻 三九過韻 三八箇韻 三九過韻 二七転、開二八転、合	(唐 韻)	一 箇 二 賀 三 佐 四 ① 五 ② 六 ③ 七 ④	六 播 十三貨 十二臥
(韻 鏡)	箇(開・清) 賀(開・濁) 佐(開・清) ①(開・清) ②(開・清濁) ③(開・次清) ④(開・清濁) ⑤(開・清濁) ⑥(開・清濁) ⑦(合・清)	播(合・清) 貨(合・清) 臥(合・清濁)			

十一奈 十二挫 十三磨 十四㊦ 十五㊧ 十六和 十七唾 十八過 十九破 二十澗 廿一情 廿二駄 廿三課 廿四㊨ 廿五㊩ 廿六㊪ 廿七㊫ 廿八㊬ 廿九些 卅坐 卅一㊭ 卅二㊮	九奈 三挫 八磨 七㊦ 九㊧ 二和 五唾 一過 十破 十五澗 十四情 八駄 四課 十七㊨ 十八㊩ 二十㊪ 廿一㊫ 十二些 十一座 十三㊭	九奈 三挫 八磨 七㊦ 九㊧ 二和 五唾 一過 十破 十五澗 十五情 八駄 四課 十七㊨ 十八㊩ 二十㊪ 廿一㊫ 十二些 十一座 十三㊭ 十六縛	奈(開・清濁) 挫(合・清) 磨(合・清濁) ㊦(合・次清) ㊧(合・清濁) 和(合・濁) 唾(合・次清) 過(合・清) 破(合・次清) 澗(合・清) 情(合・濁) 駄(開・濁) 課(合・次清) ㊨(合・清濁) ㊩(合・清) ㊪(合・清) ㊫(合・清) 些(開・清) 座(合・濁) ㊭(開・次清) ㊮(開・清)
---	---	--	---

〔信範本に見えず〕
〔合・清〕
〔開・次清〕
〔開・清濁〕
〔合・濁〕
〔合・清〕
〔開・清〕
〔合・濁〕

(イ) 跨 (ロ) 遷 (ハ) 珂 (ニ) 剗 (ホ) 悞 (ヘ) 羸 (ト) 椽
 (ケ) 積 (リ) 倚 (ヌ) 施 (ル) 磋 (ヲ) 歌 (ワ) 諧

王三と唐韻との間には(右図には示していないが)同音節の字数が、唐韻の方が却って少ない傾向にあるところを見ると、王三よりも古い形を残していると思われるが、又逆に王三の方の韻母は「箇」一つだけであるのに唐韻は「箇」と「過」との二韻母を立て、いるところから、王三の方が古い姿であることがわかる。然し小韻の文字の上では、王三・唐韻・広韻とも極めて差が少なく、ただ唐韻・広韻においては右のように二韻母に分けたことと小韻の順が甚しく変っているのが特徴であろう。

それらの小韻を収容した韻鏡の集字も全く同一音系に属するものであることを右の図は思わせる。但し、二三問題が無いわけではなく、①字の字は韻鏡に除外せられて居り、②字は王三で「七箇反」、広韻で「七過切」とあるため、箇韻を開、過韻を合と分ける際に、その開合所屬に故障が感ぜられる。これらは分韻法の歴史的変遷によって生じたはず、みであって一々の校勘は拙著「韻鏡の研究」第四

編に記述してある。(同書五二八頁・五三二頁参照)。

右はただ一つだけの狭い範囲の挙例ではあるが、これによって概略して言えることは、隋唐に伝承された切韻音系と韻鏡の組織内容とが、広韻の増補をも含めて同系で内容にも大差がないという点であると思う。広韻のすぐ後に撰ばれた「集韻」は之等と聊か趣を異にするもので、当代音意識よりもむしろ通時的な性格を帯び、例えば前掲の小韻の順にしても王三・唐韻・広韻が何れも一、二、三、四、五、六、七と序次しているのに対し、集韻は一、四、九、十、十二、三、六としてゐる如きその一端を物語っていよう。

次に、字音を示す切語によって、韻図における各字音の配置を検すると、隋唐の表音と韻鏡のそれと表面的には大差がないと考えられる。

然し、それは表音法上のごとで、反切による実質的な音価になるとそう簡単ではない。前に述べたように、隋唐にはその時代としての共通音(文音音)と一般社会の実用的な通俗音と作詩用の古典音とがあり、通俗音はその時間的変化が他に比して頻繁であり、共通音も亦知らぬ間に少しずつの変化を生ずるが、共通音という使命の上から、その一時代の中ではその共通性を破る程の大きな変化は無かつたろうし、たとえ有つたとしても当代音という觀念がこれの破壊を抑制したことであろう。古典音にいたっては、時間的には一種

の死語に類するものであるから、変化が少なかったということができよう。

そういう変化状態の中において、韻書は共通音を主とし、これに古典音を併せて、できるだけ変化に引きずられぬような構えて隋唐三百年を経過したことであったろうが、これら字音に対する学者たちの審音眼の方は着々発達して行くので、この共通音を中心として「韻」と「声」（頭音）との整理が行われ、これが、言わず語らずの間に切韻音系を形づくり、時代に依る激甚な語音変化を抑制して来たと考えられる。そうした韻と声との整理の実体が完成したのは恐らく唐末頃かと思われ、即ち韻図の考案によってそれが行われた。今、これに就いての極めて概括的な叙述を試みるに、

(一) 韻に対する学者たちの処理としては、

(A) 王三において一箇の韻母を以て統合していたものを、唐韻以来、開音と合音との実質的な分別を行い、別々の韻母を建てた。(例えば前掲表のように箇韻を箇韻と過韻とに分けた如き) 韻図ではこれを別々の転図に分別した。

(B) 唐時行われた古韻式の十六通撰に依拠して二百六韻の中の近似韻同志を洪・細に分けて対照的に布置した。唐代にはまだ二百六韻に足らなかったが之を「重・輕」の觀念で分別したと思われる。これに対し韻図では一等、對、三等

という形で対立せしめた。(日本人の耳では之を直音、對、拗音と分けた方が理解し易い。)

(C) 一等・三等以外の反切は、二等と四等との形で処理した。古くは「重の輕」「輕の重」という考え方であつたらしい。

以上(A・B・C)の作業は何れも「韻」に関するもので、その分別の素地は既に唐代元和頃に行われた「九弄反紐圖」がこうした分類に一役買っていたことは否み難い。

(二) 声に対する処理としては、

(D) 唐末から五代・宋初にかけて行われたと思惟せられるのは声(頭音)の七音分類(唇・舌・牙・齒・喉・半舌・半齒)で、更に七音おのおのを清・濁(詳しくは清・次清・濁)で、更に七音おのおのを清・濁(詳しくは清・次清・濁)を「不清不濁」と称している。(に分類した。清音と次清音との分別のことは唐末の「守温韻学殘卷」に見られる。

(E) 一方では、(B)の韻分類に便乗して声(頭音)を重・輕(直・拗と考えてもよい)に依つて三十六種に限定しその代表字を建てた。これが三十六字母である。字母の制定者としては前項の唐末守温が充てられている。

(A) から (E) までの分類を行って見ると、その反切に応じて字音の占める位置が確定し、韻書の内包する字音の殆ど全部が整然として処理せられるに至る其の事自体が、韻書と韻圖との不離の關係を示して居り、従つて右に挙げた韻圖は隋唐音の組織と一致するものであることを語っているであろう。再言すれば (A・B・C) は「韻」に關した分類で唐代にその端を發し、(D・E) は「声」に關する分類で唐末・五代から宋初までの間に行われたものと考えられる。

終りに、韻圖は何のために作られたのか、その必須の功用は何であつたかを考えて見ると、

- (1) 反切の正確を期するために字音の開・合・直・拗を明らかにし、四声一紐を手にとる如く示すなどの諸目的の他に、
- (2) 反切の中の重紐 (反切の重複) を發見し、若し重紐あらば、それが單なる過誤であるか、又は微細な字音差を示しているか否かを考え、

(3) 重紐の形の中から開合対立の有無を發見するため

であろう。韻圖を使って反切する如きは副式的な功用であろう。それらを綜合的に眺めると、こうした韻圖の出現の裏には、刻々に變化の歩を進めて行く隋唐音に対する共通音の役割としての抑制がひそんで居たであろう。その共通音でさえも、隋の「切韻」の頃と唐

末とでは相当深刻な開きを生じ、唐末李氏の「刊誤」では「東・冬」の區別を非難し、「中・終」同音と主張するようになっていた。朝が代つて宋代に入れば、共通音も宋の色彩で塗りつぶされるのは当然で、同じ切韻音系でも隋唐代のそれとはとにかく三百年間一時代の字音として宋代音とは區別して観て行くべきものであろう。

唐末に「中・終」を別かつ要なしと、しかも國子祭酒の李氏が叫んだのは、われわれ日本人にとっては驚きに値する一条で、日本に伝わる字音としては昔から今に到るまで「チュウ」と「シュウ」とは混同されていないからである。この際、韻圖 (七音略も韻鏡も) が「中」は舌音に、「終」は齒音に蔽分していることを省みるべきである。こうなると、次に來る問題は、

○日本に伝わった漢音・吳音は、漢土の何時の時代のどんな性格のものが輸入せられたのか。

という方面へ転ぜざるを得なくなる。而して進んでは、推古・奈良時代に盛んであつた所謂「上代特殊仮名遣」の甲類・乙類という字音差の正体は何だつたろうかという疑問にまで發展する可能性があることをつくづく感ずるのである。

(附記) この小稿の問題点については多くの先人・先輩の所論を引証すべきであるが、理論進行に急ぐあまり今それらを一切省略したことを深く遺憾とする。(昭和四十二年十一月)